

国民年金 だより

問い合わせ先
市民課 ☎40-5556
栃木年金事務所
☎0282-22-6074、4134

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が発行されます

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。

その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成25年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が本年11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(または領収証書)を添付してください。

また、平成25年10月1日から12月31日までの間に今年をはじめ国民年金保険料を納付された方については、翌年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されている電話番号にお問い合わせください。

○控除証明書専用ダイヤル
0570-070-117
(ナビダイヤル)
※050から始まる電話、または070-5***、070-6***
*で始まる電話(PHS)でおかけになる場合
「03-6700-1130」



■受付期間

11月1日(金)～平成26年3月14日(金)
○月曜日

午前8時30分～午後7時

○火・金曜日

午前8時30分～午後5時15分

○第2土曜日

午前9時30分～午後4時

・月曜日が祝日の場合は、火曜日に午後7時まで相談をお受けします。

・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

■お問い合わせの際の注意

ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。

ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は通常の通話料がかかります。

「03-6700-1130」の電話におかけになる場合は、通常の通話料がかかります。

「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

年金マメ知識 年金手帳の再交付について

年金手帳を紛失、またはき損したときは、被保険者または被保険者であった人が所定の手続き先へ申請することで、再交付を受けることができます。

○国民年金保険料を納付書または口座振替で支払っている方の場合(国民年金第1号被保険者または任意加入被保険者)

▼住所地の市区町村役場でお手続き

○お勤めされている方で、厚生年金保険の被保険者の場合

▼勤務する事業所を経由してまたは直接、事業所の所在地を管轄する年金事務所(郵送の場合は事務センターでも可)

○厚生年金に加入している配偶者に扶養されている方

▼配偶者の勤務する事業所を経由してまたは直接、事業所の所在地を管轄する年金事務所(郵送の場合は事務センターでも可)

